

平成 2 9 年第 2 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 3 1 号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について 職員の退職手当に関する条例の一部改正案……………	1
議案第 3 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 職員の育児休業等に関する条例の一部改正案……………	4
議案第 3 3 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案……………	6
議案第 3 4 号	藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正案…………… (附則改正) 藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正案(附則第3項関係)……………	8 9
議案第 3 5 号	藤井寺市手数料条例の一部改正について 藤井寺市手数料条例の一部改正案……………	10
議案第 3 6 号	藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について 藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正案……………	11

議案第31号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

○職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>ア <u>特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(4) (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</u> <u>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>とする。</u></p>	

議案第32号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければ</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと<u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと<u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとしたこととする。</u></p>

改正後	改正前
その養育に著しい支障が生じることとなったこととする。	

議案第33号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の特例)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 納棺作業従事手当</u></p> <p><u>(納棺作業従事手当)</u></p> <p>第13条 <u>納棺作業従事手当は、職員が遺体を棺に納める作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、別表に掲げる額とする。</u></p> <p>(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の特例)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(委任)</p>

改正後			改正前		
第15条 (略) 別表 (第3条— <u>第12条</u> 関係) 特殊勤務手当支給額			第16条 (略) 別表 (第3条— <u>第13条</u> 関係) 特殊勤務手当支給額		
手当の種類	支払基準	金額 (円)	手当の種類	支払基準	金額 (円)
(略)			(略)		
死獣処理従事手当	1件につき	700	死獣処理従事手当	1件につき	700
			納棺作業従事手当	1回につき	5,000

議案第34号

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）</u> その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、<u>当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。）</u> その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>

○藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第12号） 新旧対照表

（附則第3項関係）

改正後	改正前						
<p data-bbox="185 352 627 384">附 則（平成28年3月28日条例第12号）</p> <p data-bbox="136 475 651 507">この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1205 352 1646 384">附 則（平成28年3月28日条例第12号）</p> <p data-bbox="1167 411 1301 443"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="1133 475 1697 507">1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1167 534 1301 566"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1133 598 2130 831">2 <u>平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、この規定中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 853 2107 1102"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 853 1525 938">主任介護支援専門員研修 の修了時</th> <th data-bbox="1525 853 2107 938">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 938 1525 1018">平成23年度までに修了した者</td> <td data-bbox="1525 938 2107 1018">平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1018 1525 1102">平成24年度及び平成25年度に修了した者</td> <td data-bbox="1525 1018 2107 1102">平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに</td> </tr> </tbody> </table>	主任介護支援専門員研修 の修了時	読み替える字句	平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに	平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
主任介護支援専門員研修 の修了時	読み替える字句						
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに						
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに						

議案第35号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

○藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
（略）			（略）		
6 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係			6 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係		
（略）			（略）		
（5） 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する認定の申請に対する審査	1件	24,000円	（5） 租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する認定の申請に対する審査	1件	24,000円
（略）			（略）		
（略）			（略）		

議案第36号

藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について

○藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年藤井寺市条例第25号） 新旧対照表

改正後	改正前																
<p>別表（第3条関係）</p> <p>第1 案内標識（図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">待避所 <u>(116の5)</u></td> <td style="width: 33%;">駐車場 (117-A)</td> <td style="width: 33%;">登坂車線 <u>(117の3-A)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>第2 警戒標識（図示の寸法を基準とする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第3 補助標識（図示の寸法を基準とする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第4 案内標識、警戒標識及び補助標識のその他の寸法</p> <p>1 本標識板（本標識の表示板をいう。）</p> <p>(1) 寸法</p> <p>ア 市道に設置する「駐車場（117-A）」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。</p> <p>イ 市道に設置する「駐車場（117-A）」及び「まわり道（120-A）」を表</p>	待避所 <u>(116の5)</u>	駐車場 (117-A)	登坂車線 <u>(117の3-A)</u>	(略)			(略)	(略)	<p>別表（第3条関係）</p> <p>第1 案内標識（図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">待避所 <u>(116の3)</u></td> <td style="width: 33%;">駐車場 (117-A)</td> <td style="width: 33%;">登坂車線 <u>(117の2-A)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>第2 警戒標識（図示の寸法を基準とする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第3 補助標識（図示の寸法を基準とする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第4 案内標識、警戒標識及び補助標識のその他の寸法</p> <p>1 本標識板（本標識の表示板をいう。）</p> <p>(1) 寸法</p> <p>ア 市道に設置する「駐車場（117-A）」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。</p> <p>イ 市道に設置する「駐車場（117-A）」及び「まわり道（120-A）」を表</p>	待避所 <u>(116の3)</u>	駐車場 (117-A)	登坂車線 <u>(117の2-A)</u>	(略)			(略)	(略)
待避所 <u>(116の5)</u>	駐車場 (117-A)	登坂車線 <u>(117の3-A)</u>															
(略)																	
(略)																	
(略)																	
待避所 <u>(116の3)</u>	駐車場 (117-A)	登坂車線 <u>(117の2-A)</u>															
(略)																	
(略)																	
(略)																	

改正後	改正前
<p>示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（アに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>ウ 市道に設置する「登坂車線 <u>(117の3-A)</u>」及び「道路の通称名（119-A～C）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>エ 市道に設置する「道路の通称名（119-A～C）」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。</p> <p>(2) 文字等の大きさ等</p> <p>ア 市道に設置する案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114-B）」、「待避所 <u>(116の5)</u>」、「駐車場（117-A）」、「登坂車線 <u>(117の3-A)</u>」、「道路の通称名（119-A～C）」及び「まわり道（120-A・B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。</p>	<p>示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（アに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>ウ 市道に設置する「登坂車線 <u>(117の2-A)</u>」及び「道路の通称名（119-A～C）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>エ 市道に設置する「道路の通称名（119-A～C）」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。</p> <p>(2) 文字等の大きさ等</p> <p>ア 市道に設置する案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114-B）」、「待避所 <u>(116の3)</u>」、「駐車場（117-A）」、「登坂車線 <u>(117の2-A)</u>」、「道路の通称名（119-A～C）」及び「まわり道（120-A・B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>イ 「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」及び「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、アの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。</p> <p>ウ 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチ</p>	<p>イ 「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」及び「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、アの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。</p> <p>ウ 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチ</p>

改正後	改正前
<p>チメートルを標準とする。</p> <p>エ 「市町村(101)」及び「方面、方向及び距離(105-A~C)」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び方向の予告(108-A)」、「方面及び方向(108の2-A)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」及び「著名地点(114-A・B)」を表示する案内標識に、それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。</p> <p>オ 市道に設置する「駐車場(117-A)」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。</p> <p>カ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。</p> <p>(ア) 案内標識</p> <p>縁は、市道に設置するもので、「待避所(116の5)」、「駐車場(117-A)」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「登坂車線(117の3-A)」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名(119-A~C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。</p> <p>(イ) 警戒標識</p> <p>縁及び縁線は、12ミリメートルとする。</p> <p>2 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)</p> <p>補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。</p>	<p>チメートルを標準とする。</p> <p>エ 「市町村(101)」及び「方面、方向及び距離(105-A~C)」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び方向の予告(108-A)」、「方面及び方向(108の2-A)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」及び「著名地点(114-A・B)」を表示する案内標識に、それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。</p> <p>オ 市道に設置する「駐車場(117-A)」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。</p> <p>カ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。</p> <p>(ア) 案内標識</p> <p>縁は、市道に設置するもので、「待避所(116の3)」、「駐車場(117-A)」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「登坂車線(117の2-A)」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名(119-A~C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。</p> <p>(イ) 警戒標識</p> <p>縁及び縁線は、12ミリメートルとする。</p> <p>2 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)</p> <p>補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。</p>